

電機・情報ユニオン

2021年5月10日 第116号

発行 電機・情報ユニオン

〒142-0043 東京都品川区二葉

2-20-8染野ビル2F

Tel03-6421-5323、Fax03-6421-5324

Email: denkiunion@gmail.com

労働法は私たちの味方 学習交流会

日立リストラ茨城対策会議は4月3日(土)、ひたちなか市のワークプラザ勝田で「労働法は私たちの味方」をテーマに学習交流会を開き38名が参加しました。

主催者あいさつを行った大内健次代表委員は「日立制作所の事業構造改革『選択と集中』の施策による子会社の売却と人員削減から雇用と地域経済を守る『日立リストラ茨城対策会議』を立ち上げた。職場と地域から声を上げ大きな運動にしていこう」と呼びかけました。

日本共産党の宇田貴子ひたちなか市議と千葉達夫日立市議が連帯あいさつをしました。

労働者の権利を学び 職場と地域を変えてほしい

地元日立市に戻り活動されている、うぶすな法律事務所飯田美弥子弁護士が「労働法」について自身が関わった労働争議の経験も含めユーモアを交えて講演しました。

飯田弁護士は、社会の発展とともに誕生した労働者の定義に始まり、資本主義社会での矛盾と闘いのなか

から生まれた「労働者を保護するための法律」が「労働法」だとして、「労働法の学習を通じて労働者には自分を守る術を知って欲しい」と強調しました。

労働基準法は労働条件について「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」と定めている。最近では「多様な働き方」などと称して脱法的な不利益変更が横行しているとして、求人票の保存や勤務時間を記録する業務内容日誌など「使用者任せにしない知識をもってほしい」と述べ、「働く現場の実態を法律に近づけてほしい」と訴えました。



4月3日(土) 講演する飯田弁護士(右端)

さらに、ジェンダー平等と均等待遇の問題でも実例をもとにわかりやすく解説しました。

飯田弁護士は「労働者の権利を守るには、労働者自身が不断の努力によって、これを保持することがとても大事。労働者自身が怒りを持って立ち上がり仲間とともに連帯して、権利を学びながら力をつけ、職場と地域を変えてほしい」と講演を結びました。

労働法は本当に力になる

会場からの「パートタイマーの有給休暇は?」「出来高払いの給与・賃金は?」「フルタイムでない労働条件の提示を受けたら?」「雇用条件の不利益変更を求められたら?」などの質問がだされ、飯田弁護士は丁寧に答えられました。

参加した女性は「若い時に労働法を知っていれば良かった」「法律を知っていることが働くうえで、本当に力になると思った」と感想を述べています。

最後に馬場豊彦事務局長は、これまでの経過報告と支援のお願い、入会の訴えを行いました。

パート2を6月に企画

今回の学習交流会は、飯田弁護士の分りやすい講演や会場からの多数の質問、開会あいさつと閉会のあいさつを現職の若手労働者が職場状況や職場労働者の動向も含めて行われ、「労働法と現場の実情がみあい、大変わかりやすかった」と好評の声が多く寄せられました。

対策会議では、飯田美弥子弁護士のご協力をいただき、「労働法は私たちの味方」パート2を6月20日(日)に日立市内で開催することを決めていきます。

(茨城支部書記長 堀啓一)

第116号の紹介

- 1面 労働法は私たちの味方 学習交流会
- 2面 第92回メーデー
米田委員長メッセージ93
- 3面 第3回伊草さんを支援する会総会
- 4面 交流のひろば、告知板、あとがき

コロナ危機から 命 雇用 生活を守れ 第92回メーデー

コロナ禍からのちと雇用、くらしを守り、政治の転換を実現しようと5月1日(土)、第92回メーデーが全国各地で開かれました。新型コロナウイルス感染拡大のもとで、集会・デモ行進の縮小や中止などを余儀なくされましたが、オンライン配信などを活用した取り組みが行われました。

8時間働けば誰もが人間らしく暮らせる社会を

中央メーデーは、代々木公園野外ステージに役員やスタッフが参加して、オンライン配信しました。

コロナ禍で人員削減を中心とするリストラ策が止まらない。
3月26日に行われた第7回目の全労連、東京地評、電機・情報ユニオンの共同省庁要請行動(三者共同行動)で厚労省、経産省、法務省、外務省に対し、組合員は人権無視の「追い出し部屋」の存在を次々に告発した。

主催者あいさつ、激励あいさつ、日比谷メーデー実行委員会からの連帯あいさつ、団体決意表明、メーデー宣言案の提案・採択などが順次に行われ、福島県と広島県のメーデー会場を中継しました(模様は全労連のHPから視聴できます)。

主催者あいさつを行った中央メーデー実行委員会の小畑雅子代表委員は、コロナ禍で医療・公衆衛生の逼迫・崩壊していること、女性、非正規雇用労働者に矛盾が集中している状況とそれらの原因を述べ、「格差をなくし、8時間働けば誰

もが人間らしく暮らせる公正な社会を実現しよう」と呼びかけました。



5月1日(土) 主催者あいさつする小畑代表委員

呼びかけました。コロナ禍こそ連帯と団結を各地のメーデー

群馬高崎市・西毛メーデーは高崎市シテイギャラリーで100人の参加で開催。群馬支部は電機のリストラ状況を報告。

群馬中央メーデーは、前橋中央イベント広場で150人の参加で開催し、集会後はデモ行進。

埼玉本庄・児玉メーデーは約50人で開催。沖電気の職場を明るくする会の真喜志ふくみ支部長は報告。集会后はパレード。

埼玉・南部地域メーデーは、オンライン開催。視聴は132名。

東京・三多摩メーデーは、北多摩西教育会館大会議室で61名の参加で開催。リモート視聴は203人。

神奈川メーデーは、オンライン配信。桜木町駅前のスタンディング行動には約90人が参加し、各団体がリレートーク。

愛知県中央メーデーは、1000人が参加で開催。愛知支部の組合員も参加。

茨城中央水戸メーデーは、JR水戸駅北口で約50人の参加で開催。大内健一執行委員長が日立のリストラ経営とユニオンの取り組みを報告。

ビジネスと人権に関する指導原則を読み活用しよう

米田委員長メッセージ93

電機・情報ユニオンは組合活動で国際労働基準の遵守を求め、国連グローバル・コンパクト、社会的責任に関する国際規格ISO26000、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(指導原則)を活用している。

三者共同行動では、2020年10月16日付で外務省から発表された「ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)」の施策について説明を求めた。外務省は、「企業に対し、企業活動における人権への特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと、すなわち、人権デュー・デリジエンスの導入促進への期待が表明」している

と回答した。外務省は4月23日、「ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)」の「解説(国際連合広報センター)」

をクリクすれば「指導原則」の全文を読むことができます。

職場で、ぜひ活用していただきたいと思います。

「ビジネスと人権に関する指導原則」国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施(2011年)の「解説(国際連合広報センター)」

